

鹿児島港本港区エリアまちづくり検討のための 民間提案・対話（サウンディング調査）実施要領

1 調査の趣旨

県においては、ドルフィンポート敷地や北ふ頭を含む鹿児島港本港区エリア（以下、「本港区エリア」という。）について、「来て見て感動するまちづくり」の観光の目玉スポットとして、国内外から観光客を呼び込むための拠点となるよう総合的に検討することとしています。

本港区エリアの整備に当たって、まず、県として、どこに何をやるか、どのような手法、スケジュールを進めるかなど同エリアのグランドデザインを描くため、現在、「鹿児島港本港区エリアまちづくり検討事業」（以下、「本事業」という。）による調査・検討を進めてきているところです。

本事業では、平成30年度のグランドデザイン策定に向けて、今年度、本港区エリアの活用方策として複数のイメージを作成することとしており、その検討に資するアイデアを把握するため、活用方策について広く意見や提案をいただく調査（サウンディング調査）を実施するものです。

2 本港区エリアの概要

（1）本港区エリア周辺の概況

本港区エリア周辺の主な施設概況については、別添「事業概要説明資料」を参照ください。

表 1 本港区エリア（県有地）概要

本港区エリア （県有地）概要	① 北ふ頭（約 10.0 ha） ② 桜島フェリーターミナル及び県営駐車場（約 3.4 ha） ③ ウォーターフロントパーク（約 4.5 ha） ④ ドルフィンポート敷地（約 4.0 ha） ⑤ 南ふ頭及び県営駐車場（約 4.7 ha） ⑥ 種子・屋久高速船旅客ターミナル及び県営駐車場（約 2.1 ha） ⑦ 住吉町 15 番街区（約 2.8 ha）
-------------------	--

※面積は区域内の道路等を含む概略値

（2）本事業の基本的考え方

本事業では、本港区エリアについて、

- ・「来て見て感動するまちづくり」の観光の目玉スポットとして、
- ・国内外から観光客を呼び込むための拠点となるよう総合的に検討することとしています。

具体的には、本港区エリアについて、

年間365日、国内外からの観光客で賑わうような魅力的な港、もう1回行ってみたいというリピーターが訪れてくれるような観光地にしたいと考えています。

3 サウンディング調査の流れ

サウンディング調査の流れは、以下のとおりです。

表 2 サウンディング調査のスケジュール

実施内容	実施期間
実施要領の公表	平成 29 年 10 月 4 日（水）
質問票の受付	平成 29 年 10 月 16 日（月）まで 【回答公表：平成 29 年 10 月 20 日（金）】
対話参加の受付	平成 29 年 10 月 27 日（金）まで
提案書の受付（提出は任意）	平成 29 年 11 月 9 日（木）まで
対話の実施	平成 29 年 11 月 13 日（月）～平成 29 年 11 月 21 日（火）

(1) 応募者の要件

本港区エリアにおいて事業実施に関心がある者又はそのグループ

(2) 実施要領に関する質問の受付

① 質問票の提出方法

本実施要領に記載された内容に関する質問は、別紙「質問票」に必要事項を記入し、提出期間内に電子メールで（5）の申込先へ提出ください。なお、件名は「鹿児島港本港区エリアまちづくり検討事業サウンディング調査質問票提出」としてください。

② 質問票の提出期限

平成 29 年 10 月 16 日（月）17 時まで

(3) 対話の参加申込

① 申込方法

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、申込期間内に電子メールで（5）の申込先へ提出ください。なお、件名は「鹿児島港本港区エリアまちづくり検討事業サウンディング調査申込み」としてください。

② 申込期限

平成 29 年 10 月 27 日（金）17 時まで

(4) 提案書の提出（※提案書の提出は任意とします）

① 提出方法

対話において使用する提案書（任意様式）は、申込期限内に電子メールで（5）の申込先へ提出ください。なお、件名は「鹿児島港本港区エリアまちづくり検討事業提案書提出」としてください。提案内容は「4 提案していただきたい内容」をご参照ください。

② 提出期限

平成 29 年 11 月 9 日（木）17 時まで

(5) 申込先・問い合わせ先

鹿児島県 土木部港湾空港課（本港区調整班）

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話：099-286-3665 E-mail：k-honkou@pref.kagoshima.lg.jp

(6) 対話による調査の実施

① 日時

平成 29 年 11 月 13 日（月）～平成 29 年 11 月 21 日（火）

※1 時間程度（お申し込みいただいた後、個別に調整いたします。）

② 場所（予定）

鹿児島県庁（お申し込みいただいた後、個別に調整し連絡いたします。）

③ 実施方法

- ・ 対話は、参加者のアイデアやノウハウ等の保護のため、個別に非公開で行います。
- ・ 対話の所要時間は 1 参加者（グループ）あたり 1 時間を目安とします。
- ・ 対話に参加できる人数は、1 参加者（グループ）につき 3 名以内とします。

(7) 実施結果の公表

- ・ 調査の実施結果については概要などを取りまとめ公表する予定です。
- ・ 公表に当たっては、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号）により特に秘匿を要する情報は除くほか、知的財産に関わる事項等は抽象化するなど公表可能な内容とします。

4 提案していただきたい内容

3 の（4）の提案書（任意様式）を提出いただく場合は、以下の項目に沿って 2 の（2）に掲げる「本事業の基本的考え方」を踏まえ、最も望ましいと考える事業プランを記載してください。

なお、提案書の提出は任意としますので、提案書を提出されない場合でも対話は可能です。

(1) 導入機能等

本港区エリアの概要やポテンシャルを踏まえ、同エリアにおいて導入が考えられる機能（民間施設のほか、導入が望ましい公共施設を含む）や、施設の構成内容・規模及びその導入機能とした理由

(2) ゾーニング案

(1) の導入機能を踏まえた本港区エリアのゾーニング案

(3) 整備を実現していく上で必要な取組（行政に期待する支援等）

5 対話内容（予定）

以下の事項を対話内容として予定しています。

表 3 対話内容（予定）

項目	内容
1. 導入機能やゾーニング案に関する事項	・本港区エリアのポテンシャル ・最も望ましいと考える導入機能やゾーニング案とその理由等
2. 活用方策等の提案に関する事項	・集客ターゲット、活用コンセプト ・事業範囲（活用範囲、事業規模） ・導入したい民間施設 ・整備してほしい公共施設 ・既存施設の活用、連携等
3. 事業化の場合の参画に関する事項	・事業化の場合の参画意向 ・参画する場合の条件（事業範囲、事業手法等） ・参画する場合に障壁となる要因等
4. その他（周辺施設との連携、事業化に向けた課題等）	・本港区エリア周辺部との連携の考え方 ・集客上の課題、懸念事項等 ・その他本事業に対する意見等

6 留意事項

（1）提案に関する事項

- ・ 提案は「2 本港区エリアの概要」を踏まえた内容を基本とし、本実施要領に沿わない提案があった場合は、対話を実施しない場合があります。
- ・ 参加者が提出した提案書等は返却しません。

（2）対話に関する事項

- ・ 本調査における提案や対話内容は、今後の検討において参考とさせていただくものであり、対話によって、県と参加者との間で約束を交わすものではありません。
- ・ 必要に応じて追加での対話を実施する可能性があります。（文書による照会を含みます。）
- ・ 県及び参加者ともに対話の録音による記録は禁止とします。（メモ書きは可）

（3）参加者に関する事項

- ・ 本サウンディング調査に要する費用（提案書作成、対話時の交通費等）は、参加者の負担でお願いします。

（4）参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び鹿児島県暴力団排除条例（平成26年条例第22号。以下、「本条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
- イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体